

## 改定手順について

児童生徒、保護者、地域に改定の趣旨を伝えるとともに、意見交換の場を設け、「学校いじめ防止基本方針」に反映させる。

## 意見交換の場の例

- 〔児童生徒〕 児童生徒集会等の場で  
児童会や生徒会の話し合いで  
各学年、各学級の時間で
- 〔保護者〕 P T A 総会や役員会等の場で
- 〔地 域〕 学校評議員会、健全育成協議会等の場で

4 ~ 6 月

- 改定の趣旨と改定に向けたスケジュールを説明する

「仙台市いじめの防止等に関する条例」の制定及び「仙台市いじめ防止基本方針」の改定に触れながら、具体的に、分かりやすく説明する。

- 意見交換の場を設ける

## 意見交換のテーマ例

- 〔保護者、地域〕
- ・ これまでの学校の取組について
  - ・ 今後、保護者（地域）としてできることは何か
- 〔児童生徒〕
- ・ これまで自分たちが取り組んできたことについて
  - ・ これから自分たちができることは何か
  - ・ 学校の教職員や周囲の大人に望むことは何か

- 意見を集約する

学校いじめ防止等対策委員会等を中心に、児童生徒、保護者、地域の意見をまとめ、「学校いじめ防止基本方針」に具体的に反映させる内容を検討する。

- 「学校いじめ防止基本方針」の原案をつくる

学校いじめ防止等対策委員会等で検討した内容を基に、記載例を参考にしながら、原案を作成する。

7 月

- 原案を修正する

できあがった原案を全教職員で検討し、修正する。  
（児童生徒、保護者、地域の意見が原案に反映されているか教職員間で改めて確認する。）  
その後、P T A 役員、学校評議員等に修正案を示し、意見をいただく。

- 改定版「学校いじめ防止基本方針」を決定する

8 月末

新しい「学校いじめ防止基本方針」を保護者や地域に示す。  
（印刷物の配布、ホームページへの掲載 など。）  
児童生徒にわかりやすく伝える。